

京都市告示第 619 号

道路法第19条第1項の規定により，地方公共団体の区域の境界に係る道路の管理について，平成31年2月22日に京都府との間に次のとおり協議が成立しましたので，同条第5項の規定に基づき告示します。

平成31年3月8日

京都市長 門川 大作

1 協議道路及び管理者

路 線 名	区 域	管 理 者
府道上久世石見上里線	向日市寺戸町修理式地内	京都市
府道上久世石見上里線	京都市南区久世中久世五丁目地内	京都府

2 管理者の行う権限

道路法第27条第4項に定めるものとする。

(建設局土木管理部道路河川管理課)